

# はっぴょん通信と知財教育

広報センター第三事業部 部長 林 裕己

## 要 約

「はっぴょん通信」は、学校教育の課程において、知的財産をより身近なものに感じてもらうために、身の回りにある物に係る知的財産を紹介しながら、知的財産制度の啓発を図る、子供（児童・生徒）を対象としたパンフレットです。平成14年7月、知的財産戦略会議において、知的財産立国の実現を図るべく、知的財産戦略大綱がまとめられました。この知的財産戦略大綱にて、子供への知的財産意識の育成ということが掲げられており、日本弁理士会でも知的財産立国の実現に向けての一翼を担うべく、若年層に広く知的財産の存在を知ってもらい、関心を持ってもらうように「子供向けパンフレット」を制作することになりました。「はっぴょん通信」は、全国の小・中・高等学校等に配布されており、学校教育の現場に直接届けて知的財産制度の紹介等に利用してもらうことで、知的財産制度のさらなる周知・拡充につながることを期待されます。

## 目次

1. 目的
2. 経緯
3. 対象
4. 利用形態
5. 「はっぴょん通信」の概要
6. これまでに発行されたはっぴょん通信の紹介
7. 終わりに

れました。この知的財産戦略大綱に「小中学生の発明・創意工夫への興味を高め、独創的なアイデアを尊重する意識を育てるため、2002年度以降も、広報等を通じて、先人たちの優れた発明を学び、創造することを楽しむ機会や知的財産制度への理解を深める機会を通じた知的財産意識の育成を図る。」ということが掲げられており、日本弁理士会でも知的財産立国の実現に向けての一翼を担うべく、若年層に広く知的財産の存在を知ってもらい、関心を持ってもらうように「子供向けパンフレット」を制作することになりました。

## 1. 目的

「はっぴょん通信」は、学校教育の課程において、知的財産をより身近なものに感じてもらうために、身の回りにある物に係る知的財産を紹介しながら、知的財産制度の啓発を図る、子供（児童・生徒）を対象としたパンフレットです。「はっぴょん通信」は、全国の小学校、中学校、高等学校、教育委員会に加えて全弁理士会員を対象に配布されています。学校教育の現場に直接届けて知的財産制度の紹介等に利用してもらうことで、知的財産制度のさらなる周知・拡充につながることを期待されます。

一般的に知的財産が理解し難いものであることから、このパンフレットでは、知的財産についての権利という観点から紹介するのではなく、権利の対象物である発明、デザイン、ブランドや著作物という観点から、知的財産を紹介することになりました。

## 2. 経緯

平成14年7月、知的財産戦略会議において、知的財産をもとに製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり、すなわち知的財産立国の実現を図るべく、知的財産戦略大綱がまとめら

パンフレットの第1号は平成14年11月に発行されましたが、このときはまだ紙面に「はっぴょん通信」という名称は付されていませんでした。当初は、知的財産に関する啓発ポスターの色彩が強いものでした。第2号より「はっぴょん通信」という名称が紙面に付されて発行され、身の回りの知的財産に関連する物を取り上げる内容になりました。平成24年に一度発行が途切れましたが、平成26年から発行が再開され、2015年度時点で、第17号まで発行されています。

### 3. 対象

はっぴょん通信の配布先は、主に、全国の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等です。知的財産意識を育むための教育、すなわち知財教育の本質は、子供たちに知的財産を身近に感じてもらうことで創作することを楽しむ心を育む機会を提供するだけでなく、他人のアイデアやコンテンツを模倣・盗用することはいけないことであるという道徳心を養う機会を提供することであると考えます。このような機会の提供は学校教育の早い段階で行うのがよいと思いますので、小学校高学年（4～6年生）の児童が理解できるようなコンテンツの難易度を想定しています。

### 4. 利用形態

はっぴょん通信は、学校の校舎内（教室、廊下等）の壁や掲示板に掲示されたり、教室内で閲覧可能な読み物として据え置かれていたり、または授業において利用する場合にはクラスの子供たちに回覧されたりすることを想定しています。

また、弁理士が学校に赴いて知的財産についてレクチャーをする際に、その材料の一つとして、はっぴょん通信が利用されることを想定しています。創刊当時は、「母校に戻ろう」の合言葉で、弁理士一人ひとりに日本弁理士会の広報担当となってもらい、各自の環境に合わせて会員自身の母校の小学校や中学校に戻って、知的財産の世界を紹介する、という運動もあったようです。

いずれにしても、学校教育の現場で知的財産について考える機会の一助となるように、はっぴょん通信が利用されることを期待しています。

### 5. 「はっぴょん通信」の概要

はっぴょん通信は、上述のように、小学校高学年の児童でも理解できる難易度を想定していますので、まずは、小学校高学年の児童でも分かりやすいように知的財産制度を紹介することが大前提です。

次に、実際として児童・生徒だけで知的財産を理解することは難しいと考えられる部分もありますので、学校教育の現場における教員等を介して子供たちにより容易に理解させることが考えられます。

さらに、将来、知的財産制度との関わりを考えさせるようなテーマを設定することが望ましいと考えます。

これらを踏まえて、児童・生徒に難しいとされる知的財産制度への理解のきっかけとなるように、はっぴょん通信を制作することになりました。



図1 第1号

はっぴょん通信の表面（カラー印刷）は、授業の際に黒板やホワイトボード等での掲示や、学校内の掲示板等での掲示を目的するポスターとして機能します（図1）。表面には、特許、実用新案、意匠、商標、著作権とは何か等について、子供たちにも分かりやすく、かつ親しみを持てるテーマを設定し、イラストや写真を交えて紹介します。

裏面（モノクロ印刷）の上段には、授業に活用してもらうために、表面で取り上げた知的財産に関する解説情報や補足情報が紹介されています（図2上段）。これらの情報は、教員の指導の際に役立ててもらいたい狙いがあり、例えば、授業で児童・生徒へ配布するシート等として利用してもらうことを期待しています。

裏面（モノクロ印刷）の下段には、日本弁理士会のPR情報などが掲載されています。例えば、第16号では、パテントコンテスト・パテントデザインコンテスト表彰式に関する記事が掲載されています（図2下段）。



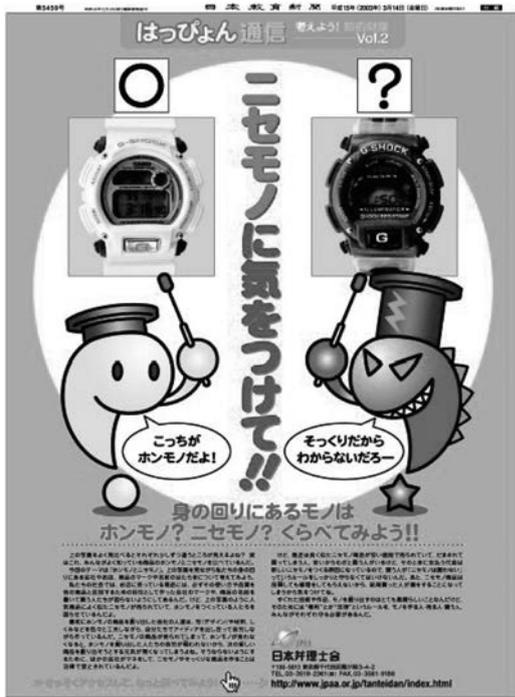


図3 第2号

②第2号「ニセモノに気をつけて!!」

第2号では、腕時計を題材に、商標の働きや模倣品へ注意することが取り扱われています。



図5 第4号

④第4号「君たちが作ったものは、法律で守られているんだよ!」

第4号では、音楽が著作物として保護されており、不正使用することはいけないことが解説されています。



図4 第3号

③第3号「できたモノは同じモノでも、アイデアは誰のもの?」

第3号では、他人のアイデアを盗んで利用するのはいけないことを啓発しています。



図6 第5号

⑤第5号「便利なのはちょっとしたアイデアから。きみもチャレンジしない?」

第5号では、身近にある文房具を題材に、ちょっとしたアイデアから発明が創作できることが解説されています。



図7 第6号

⑥第6号「サッカーボールにも、こんな秘密がかくされているんだ!!」

第6号では、サッカーボールを題材に、それが特許権、実用新案権、意匠権、商標権を活用して保護することができるということが解説されています。



図9 第8号

⑧第8号「知的財産って、どうやって取得できるの?」

第8号では、知的財産権の1つである特許権を取得するまでの流れについて解説されています。



図8 第7号

⑦第7号「わたしたち、未来の発明家!!」

第7号では、子供たちが創作した考案が紹介されています。



図10 第9号

⑨第9号「高校生が特許権を取得!」

第9号では、高校生が取得した特許権に係る発明が紹介されています。

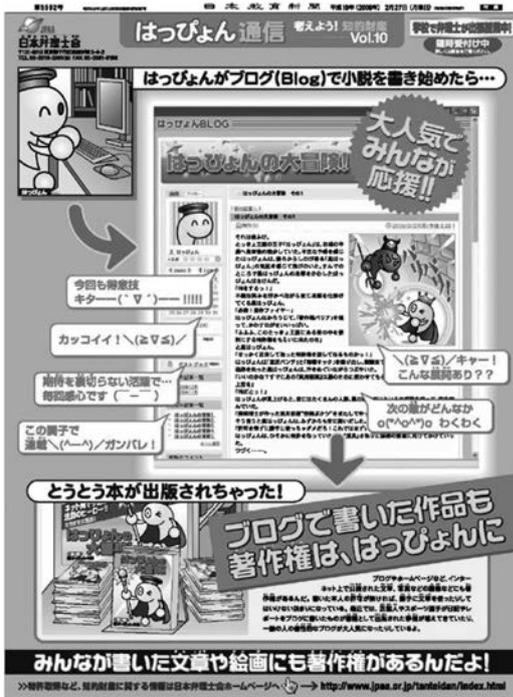


図11 第10号

⑩第10号「はっぴよんがブログで小説を書き始めたら...」

第10号では、著作権の帰属の主体について解説されています。



図13 第12号

⑫第12号「身近な携帯電話にも知的財産がたくさんあるよ!」

第12号では、携帯電話を題材に、それに関連する知的財産が紹介されています。



図12 第11号

⑪第11号「まわりには知的財産がいっぱい」

第11号では、身の回りにある商品のどの部分に知的財産があるのかが紹介されています。



図14 第13号

⑬第13号「小学生も特許を取れる! キミも未来のエジソンだ?!」

第13号では、アイデアの創出から特許出願、さらには権利化までをすごろく形式で解説しています。



図15 第14号

⑭第14号「「特許」のつまった独自技術」

第14号では、リニアモーターカーを題材に、それに用いられている知的財産の一例が紹介されています。



図17 第16号

⑯第16号「身の回りの“知的財産”って何があるのかな？探してみよう！」

第16号では、身の回りに商品のどの部分に知的財産があるのかが紹介されています。



図16 第15号

⑰第15号「3D映画を観にいくと、知的財産がいっぱいあるんだ！」

第15号では、3D映画を題材に、それを上映している映画館で利用されている知的財産の一例が紹介されています。



図18 第17号

⑰第17号「町工場で生まれた、ユニークな発明品！傘ぽん」

第17号では、町工場で生まれた発明品について、特許出願、権利化、権利行使に至るまでの流れが迷路形式で解説されています。

## 7. 終わりに

はっぴょん通信の創刊当時、小学生・中学生・高校生だった子供らも、現在は、社会人となって各方面で活躍し、そのうちの何人かは知的財産関係の分野で活躍している方もいることでしょう。もしかしたら、弁理士となって今このパテント誌を読まれている方もいらっしゃるかもしれません。そのような方々の進路の決定にわずかでもはっぴょん通信が寄与していたならば、編集者冥利につきます。

今後とも、はっぴょん通信の発行は続きます。そし

て、はっぴょん通信はこれからも多くの子供たちの目に触れていくことでしょう。そこで、知的財産が自分たちと近い関係であることを認識してもらって知的財産に興味を持ってもらい、創作する楽しさや、創作されたアイデアや作品に対してリスペクトする心を育み、知的財産って素晴らしいものなんだと感じてもらえる、そのような「はっぴょん通信」をこれからも作っていきたいと思います。

(原稿受領 2016. 5. 24)

## 書籍紹介



判 型：A5 判  
 ページ数：292 ページ  
 定 価：¥3,240 (税込)  
 ISBN：978-4-8178-4272-5  
 発売日：2015 年 12 月

### 著作権法実戦問題

梶山 敬士 (編著), 上沼 紫野 (著), 市川 穰 (著), 曾根 翼 (著), 片山 史英 (著)

本書はまさに入門書ではなく実践書である。著作権法に関連する種々の論点を、実体法、救済手段、契約、ネット・IT 等の項目の下、問題の所在、対処方法、論点等を丁寧に説明している。各項目ごとに仮定の Q&A が例示され、よく質問されるであろう問題とその回答例が簡潔にまとめられている。さらに関連する裁判例も詳細に、時にはイラストを用いて紹介されている。契約については、単に契約書の作成方法にとどまらず、契約の落とし穴やその裁判例も紹介されている。著作権に関する実務において実際に問題が生じたときにきっと役に立つであろう必携本である。